

認可外保育施設（ベビーシッター等）設置者 様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第2課長

令和7年度認可外保育施設（ベビーシッター等）運営状況の定期報告について（通知）

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

認可外保育施設（ベビーシッター等）運営状況の定期報告についてお知らせいたします。児童福祉法59条の2の5の（1）及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年4月10日こ成保第230号こども家庭庁成育局長通知）に基づき、すべての認可外保育施設（ベビーシッター等）設置者を対象に、年に一回、運営状況の定期報告をしていただいています。

今年度につきましても、次のとおり書類を御用意の上、運営状況の報告をしていただきますようお願いいたします。

1 対象者

川崎市に設置届を提出しているすべての認可外保育施設（ベビーシッター等）の事業者

2 提出書類

（1）運営状況報告書による報告（Excel データ又は JPEG データなど写真で御用意ください。
※下記の市 HP「届出書類様式」に掲載の「運営状況報告書」を御利用ください。

（2）報告書の添付書類（PDF データ又は JPEG データなど写真で御用意ください。）
ア、イについては必須、ウ〜カについては、該当する項目について添付してください。

ア 賠償責任保険証書の写し（保険期間内であること、内容説明書ではなく保険証券であることを御確認ください。）

イ 安全計画
※下記の市 HP「認可外保育施設指導監督基準等」に掲載の「安全計画ひな型」を御参照ください。

ウ 保育士、または看護師、准看護師の資格証明書の写し
（旧姓、本籍地の変更等ありましたら変更を済ませてください。また、保母資格証や卒業したことを証明する証書等は必ず保育士登録を行い、保育士証を添付してください。）

エ 次にあげる「都道府県知事等が行う保育に関する研修」、または「都道府県自治等がこれと同等以上のものと認める」市町村長（特別区の長を含む。）その他機関が行う研修の修了者について、修了証書等研修修了が確認できる書類の写し

- ・子育て支援員研修受講修了証
- ・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了証
- ・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了証
- ・公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関

する認定証

- ・公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修の修了証

オ 保育に従事する者に関する研修の受講歴がわかる資料（修了証の写し等）

カ 実技を伴う救命救急講習を受講していることがわかる資料（修了証の写し等）

3 報告基準日

令和7年10月1日時点の状況を御記入ください。

4 報告期限

令和7年11月27日（木）必着

5 報告方法

下記 URL または 2 次元コードより、オンライン手続き（e-KAWASAKI）にアクセスの上、提出書類の提出と運営状況を御報告ください。報告いただく項目が非常に多いため一度別添のチェックシートを御確認いただきますようお願いいたします。

また、下記の市 HP に各様式と認可外保育施設指導監督基準などを掲載しております。報告にあたり、御一読いただきますようお願いいたします。

○オンライン手続き（e-KAWASAKI）

「令和7年度認可外保育施設（ベビーシッター等）運営状況の定期報告について」

<<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/891a8c23-a9c2-4f98-9622-5cc104f5a721/start>>



○川崎市 HP

「令和7年度認可外保育施設（ベビーシッター等）運営状況の定期報告について」

<<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000154917.html>>



6 報告後の審査結果について

運営状況の報告後の審査結果は、審査後に順次オンライン手続き（e-KAWASAKI）でお知らせいたします。オンライン手続き（e-KAWASAKI）に登録されているメールアドレス宛てに交付完了のメールが送付されますので、確認いただきますようお願いいたします。**また、改善項目がある場合も同様にオンライン手続き（e-KAWASAKI）でお知らせいたします。**なお、審査結果の通知時期につきましては、1月の中旬頃を予定しております。

川崎市こども未来局保育・幼児教育部 保育第2課

電話 044-200-0226

FAX 044-200-1519

メール 45hoiku2@city.kawasaki.jp